破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第９９８号
埼玉県川口市大字東本郷610番地　コーポオシダ201号
債務者　沢田　　悟
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１８号
埼玉県川口市戸塚鋳町24番２号　プリムローズⅢ―103号
債務者　坂下みゆき
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５０号
埼玉県桶川市大字坂田581番地　ブライトンハイツⅡ―102号
債務者　大須賀雅美（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５１号
さいたま市大宮区三橋２丁目947番地　内田ハイツ201
債務者　飯塚　智暢
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７５号
さいたま市大宮区上小町748番地
債務者　蛭間冨美代
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７８号
埼玉県鴻巣市前砂123番地１　シンフォニーハイム103号室
債務者　山本　貴久
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４２号
埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸251番地
債務者　清水　正直
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５２４号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子858番地城山ハイツ３号
債務者　細谷　征子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５３１号
神奈川県伊勢原市東成瀬22番地の12　ハイツサンシャイン105号
債務者　潮崎　由佳
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５３４号
神奈川県平塚市御殿１丁目19番25―１号
債務者　松下　　智
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５５２号
神奈川県厚木市下川入376番地６　レオパレスビエント多度名102、前住所神奈川県座間市新田宿503番地の１　エクセルリバーサイドＣ―203号
債務者　菅原　二郎
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５６３号
神奈川県平塚市四之宮６丁目15番１号　平塚ふじみ園、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市鶴が台15番２―401号
債務者　門倉　和子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５７７号
神奈川県小田原市風祭509番地
債務者　志村　優介
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３２０号
愛知県一宮市起字与三ケ巻63番地
債務者　櫛田　輝司
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３２１号
愛知県一宮市起字与三ケ巻63番地
債務者　櫛田　時子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３２２号
愛知県一宮市起字与三ケ巻44番地１公団住宅３棟503号
債務者　櫛田　恭裕
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１４９０号
福岡県宗像市田熊５丁目６番20号
債務者　藤井　初美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで福岡地方裁判所第４民事部